

第 202300180938 号
防起第 1236 号-1
発 境 防 第 5 3 号
令和 5 年 10 月 17 日

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 伊藤 信太郎 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

中国電力株式会社の島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画変更認可申請の動きを踏まえた要望について（送付）

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、令和 5 年 8 月 8 日に、中国電力株式会社から、鳥取県、米子市、境港市及び中国電力が締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づく標記の事前報告を受け、別紙 2 のとおり 10 月 13 日にこれに対する回答を行ったところです。

については、貴府に対して、廃止措置段階においても原子力防災対策の行政負担が生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用負担について、別紙 1 のとおり要望します。

別紙1

原子力発電施設については、廃止措置段階においても島根原子力発電所に対する原子力防災対策の行政負担が引き続き生じることから、原子力防災対策に必要な人件費等の費用について、国や電力会社が適切な負担を受け持つ仕組みを早急に構築すること。

[参考] 鳥取県の原子力防災の取組（後方支援体制の整備）

原子力災害時の避難では、資機材の迅速な集中と後方支援体制が必要であり、鳥取県では令和3年度から原子力防災支援基地の建設を開始、令和4年12月に鳥取市に、今年10月には江府町に2箇所の基地が完成予定。これにより避難2方向の後方支援体制が整う。

原子力防災支援基地の整備により、避難退域時検査の実施に必要とする資機材等をコンテナに一括収納し、緊急時には民間の輸送能力等を最大限に活用してコンテナごと輸送することで迅速な会場設置ができる体制を整備し避難の円滑な実施を可能とさせることができる。

※他道府県の原子力災害時にもコンテナを迅速に輸送し、資機材の全国相互融通体制にも寄与。



【緊急時安全対策交付金（内閣府）を活用して整備した資機材】

○WBC車（ホールボディカウンター車両）



- ・表面汚染検査と内部被ばく検査をする車両
- ・避難先の地域などで移動し、迅速な健康調査が可能

○ドラッシャ型テント



- ・病院感染対策の国際基準に基づく気密性と断熱性を有する大型テント
- ・悪天候時でも安全かつ確実に避難退域時検査・除染作業や前方災害対策本部等の災害活動支援が可能

○NMA T車（原子力災害医療派遣チーム車両）



- ・原子力災害医療派遣チームを原子力災害拠点病院等に派遣する専用車両
- ・衛星通信システムなどを備え、現地との情報共有や活動支援が可能

○資機材パッケージコンテナ

- ・住民検査用資機材がコンテナにパッケージ化
- ・トラック等に積載し迅速に輸送
- ・会場展開後は、倉庫や要員活動場所等にも利用可能
- ・検査会場の設置に必要な養生シート、机・椅子、要員の装備、測定器、簡易除染用資機材等



○住民検査

- ・避難住民の体表面に基準値以上の放射性物質の付着を確認検査



○大型車両除染システム

- ・バス等の大型車両に付着した放射性物質を流水により除染
- ・除染水の飛散を防止する大型エアント、ブルルや高压洗浄機、発電機等の必要な資機材を装備



別紙2

中国電力株式会社に対応を求める事項

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告の可否に関しては、廃止措置の全体計画及び原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の廃止措置の実施に限り了解する。
- 2 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、適切に実施するとともに、速やかに安全かつ確実に廃炉作業を終えること。また、地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。

特に、放射線管理区域内の設備の解体撤去作業については、汚染の程度に応じた適切な作業を行い、周辺環境はもとより、作業員（放射線業務従事者）の被ばく低減につなげること。

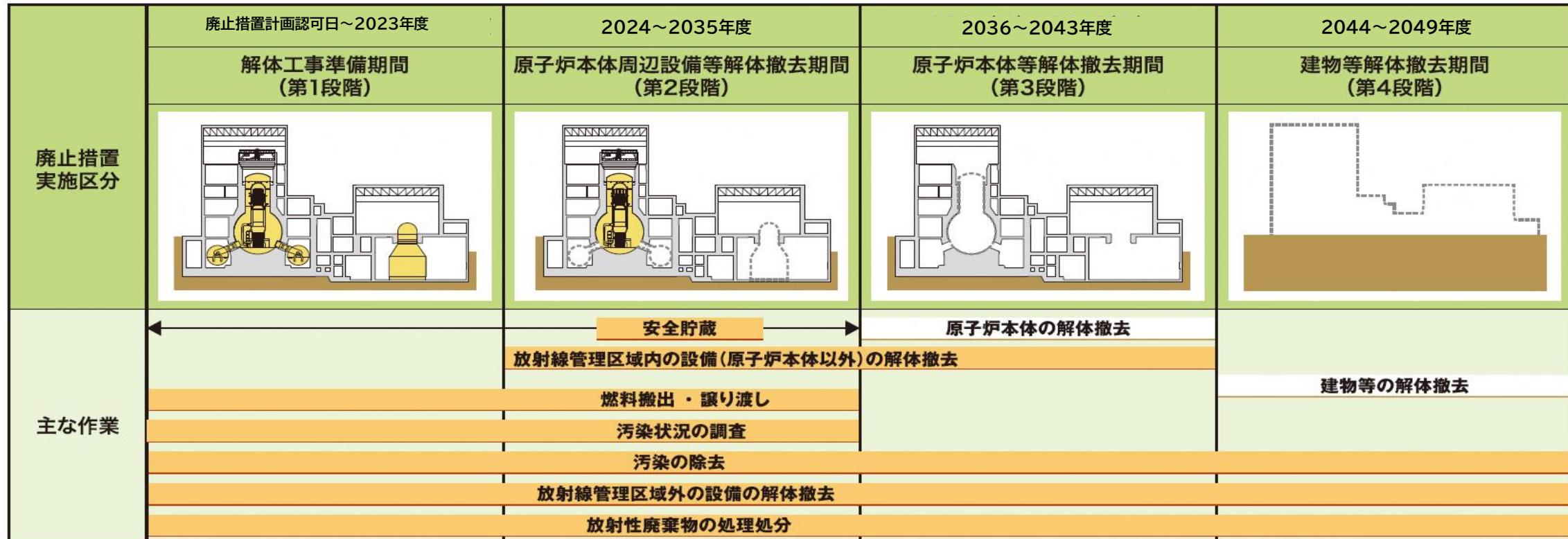
万が一、人と環境に影響するおそれのある事故等が発生した場合は、安全協定に基づき、鳥取県、米子市及び境港市（以下「鳥取県等」という。）に速やかに報告するとともに、迅速かつ的確に対応し、その対応について鳥取県等の理解と協力を得るようにすること。
- 3 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）以降の廃止措置計画の変更に際しては、安全を第一義として慎重に検討するとともに、安全協定に基づきその都度鳥取県等に協議を行うこと。また、県民が抱える漠然とした不安に対しても真摯に向き合い、常に県民に寄り添った対応を心掛けること。
- 4 廃止措置の実施状況及び廃止措置計画の変更について適宜、地域住民、鳥取県等に対して、分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 5 原子力安全においては事業者の役割が最も重要であることから、県民の安全を第一義とし、汚染状況の数値など専門的な情報についても、関係自治体など地元への分かりやすく正確な情報提供に努めるとともに、設備面での対応だけでなく、度重なる不適切事案の再発防止のために、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 6 使用済燃料の全量の搬出・譲渡しについて、責任をもって、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。使用済燃料を搬出するまでの期間は安全に貯蔵すること。
- 7 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等については、責任をもって、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、放射能レベルに応じて適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。また、クリアランス制度によって国の確認を得たものも含め、本県へ持ち込まないこと。
- 8 除染に使用した化学薬品等や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- 9 廃止措置の実施に当たっては、本県地元企業を活用すること。

島根原子力発電所 1号機 廃止措置計画（第2段階）の概要

1 工程変更

以下の工程見直しにより、廃止措置の終了時期を「2045年度」から「2049年度」に変更する。

- ・使用済燃料の搬出及び譲渡し計画等の見直しのため、第2段階の完了時期を2029年度から2035年度に変更する。
- ・複数の解体工事の同時施工等により、第4段階を8年間を6年間に短縮する。



2 第2段階の実施内容

(1) 放射線管理区域内の設備の解体撤去

原子炉本体周辺設備（タービン、本体等）の解体撤去に着手する。

(2) 使用済燃料の搬出・譲渡し

使用済燃料を第3段階までに再処理施設へ全量搬出し、再処理事業者に譲り渡す。

(3) 汚染状況調査

第3段階の原子炉本体の解体撤去に向け、工法策定、廃棄物発生量の評価精度向上のため、原子炉本体のサンプリング分析等を行う。

(4) 汚染の除去

作業員の被ばく低減のため、放射線量が高い箇所に対して必要に応じて除染を実施する。

(5) 管理区域外の設備の解体撤去

第1段階に引き続き、解体撤去を行う。

(6) 放射性廃棄物の処理処分

運転中と同様に種類・性状等に応じて安全かつ適切に処理及び処分を行う。

第2段階で発生する解体撤去物の多くは放射性物質として扱う必要のないものであるため、クリアランス制度を活用し、放射性廃棄物の低減に努める。

